

# 関西労災職業病8月号

(通巻第100号)

関西労働者安全センター 1982.8.20 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪 315742 **100円**

## 100号発刊記念特集号

### ●100号発刊記念特集

「関西労災職業病」100号発刊に寄せて…………… 1  
通巻100号に想う…………… 10

●9.25労働者住民医療機関連絡会議結成総会へ向けて…………… 13  
☆労住医連(準)事務局

●80年代医療の動向と我々の任務(第10回)…………… 15  
労災職業病研究会 松浦 良和

●全国統一フィールド合宿全日程終了す…………… 18  
——高知合宿に参加して

● **新連載** マイクロエレクトロニクスと労災職業病  
労災職業病(その〇)…………… 20

●前線から(ニュース)…………… 21

●岡村日出夫先生の死を悼む…………… 26

●労働安全衛生法を読む ㊦…………… 27

●鍼灸治療制限闘争…………… 29

## 労職闘争の発展を武器に

### 労働運動の未来を切り開こう！



山本 敬一

関西労働者安全センター議長  
全港湾関西地本委員長  
南大阪地区評議長

「関西労災職業病」が一九七三年に発行されて、すでに九年の歳月が流れ、通巻第一〇〇号を迎えることになりました。

この歴史はまさに苦闘の歴史であり、う余曲折しながらも、関西における労災・職業病闘争の発展の歴史でもありました。

日本の労働運動が、経済闘争中心の運動に傾斜し、賃金闘争の勝敗に一喜一憂している中で、原点の労働運動ともいべき「一人ひとりの労働者の生命と健康を大切にする運動」である労災職業病闘争をあくまで、ねばり強く追求し、この間、松浦診療所の設立を勝ち取り、今、こうし

た運動が大きく注目され、労働者の信頼を得ていうことを思う時、この運動を支え、必死に奮闘された関係者に心から敬意を表するところであります。

去年は体制も新たに組織整備をおこない、名実ともに、労働者の生命と健康を守る地域センターとして運動の拠点を築くこともできました。

今、労働運動総体が右寄りに再編されつつあり、闘えなくなるのではないかという不安が職場の労働者にあります。しかし資本の合理化攻撃と真向から対決する労災・職業病闘争は確実に発展をしています。私たちの運動は、こうした職場の労働

者の一人ひとりに依拠し、労働者を苦しめる資本とは大衆の力で対決していく運動の原点を追求していけば、必ず労働運動の未来は開けると確信します。

しかし私たちの運動にはまだまだ切り開いていくべき多くの課題があります。

それは資本の攻撃が単に職場内における合理化として限定されるものではなく、今や、総合安保戦略にもとづく、軍事大国化政策や行政改革という名の国家改造攻撃が私たちに osoi かかっているからであります。核、原発、環境、公害、医療等々、これらの課題にいかに関心意識をもつかであります。

そのことは、造られた物質的豊かさ、他国への経済侵略の中で成り立つ日本経済の現状を直視し、私たち自らが人間として生きるための真の豊かさとは何かということを問いつ

めていくことであると思います。このことに私たちの運動の原点があるのです。

協力共同していただいている医師

団や専門家の皆さんとも更に連携を深め、広はんな労働者の連帯を基礎にますます私たちの運動が発展するようにお互いに頑張りましょう。

# 「関西労災職業病」一〇〇号発刊に寄せて

## 共通の課題での

## 連帯強化を！

大阪総評労災職業病対策委員会

委員長 平城 一郎

労働者の生命と健康を守る要求と運動は、もっとも基本的な人権であり、行政権や企業の経営権よりもはるかに根源的な権利として、優先させなければなりません。しかし、現実には、資本の生産・利潤第一主義によって、労働省の資料からみても、昨年大阪で一八五人の生命が労働災害で奪われ、休業四日以上

労災被災者が全国で毎年四〇万人も生れています。しかも、最近の針灸治療改悪強行にみられるように、行革合理化のもとで、政府の安全衛生対策、労災補償政策は後退の一途をたどっています。

こうした状況をかえ、労働者の生命と健康、被災者の生活と治療を守るためには、「抵抗なくして安全なし、安全なくして労働なし」の原則にもとずく職場の安全衛生闘争と共に、広はんな労働者、被災者、医療機関、法律家などとの統一行動の発展が必要であります。大阪地評は、このような立場で、針灸治療改悪反対をはじめ多くの闘いで、貴安全センターと連携をとってきましたし、

今後も共通する課題について提携していきたいと思えます。

貴センターの機関誌一〇〇号の発刊を祝し、一層の御発展を祈って御挨拶とします。

## 反核軍縮闘争と結合し いのちを守る闘いの 前進を！

日本社会党大阪府本部

書記長 牧内 正哉

(安全センター顧問)

発足以来九年、機関誌発刊一〇〇号を迎えられた関西労働者安全センターの皆さんの御苦勞に心から感謝

し、敬意を表します。

職場での合理化攻撃や差別的雇用拡大と直結し、生産点から災害源除去をスローガンにすぐれて戦闘的な闘いを蘇生させようという安全センターの皆さんの活躍は、大阪の働く仲間の大きな共感をよび、私たちにとって、"一番頼りがいのあるセンター"となっています。オイルショック以降、死亡災害は減ったとはいえ、労災・職業病はいぜん減少する気配はありません。腰痛、頸肩腕障害はもちろん、過密、ストレスによる循環器系疾患や神経障害など新たな問題が増えつづけています。世界的な反核、軍縮運動の高まりと連帯しながら、あらゆる貧困と差別、労働者のいのちを守る闘いにとりくむ、それが労働運動の出発点であること、それを銘じて私達も努力し、安全センターの皆さんとともに頑張りたいと思います。

## 「造反有理」の

## 八〇年代に想う

北摂地区評労災職業病対策会議

事務局長 豊田 正義

「関西労災職業病」誌発刊より百号を迎えるにあたって、一言述べさせていただきます。

何事によらずそうですが、一つの物事を続けるということは大変なことで、発刊体制を支え続けてきた事務局をはじめとした地域、職場の方に、改めて敬意を表したい。

さて、私も北摂労職対も発足以来十七年になろうとしています。最近とみに思うことは、我々をとりまく情勢が複雑にして困難さを増せば増すほどに、さらに労働者の中に、職場―生産点にきっちりとした原点をうちたてる事の重要さです。

例えば行革攻撃にしても正に怒

の如くといった感じでひた押しに攻めてきておるようですけれども、職場―労働者にとってほむしろ極面は、労働者にとって有利な方に展開するという、内部矛盾を根強く持っているものです。

私たちの幹事団体である国労大阪新幹線支部保線所分会の諸君が十年に及ぶ労働災害、職業病闘争の中でかちとった獲得物―例えば列車通過時に線路内に立ち入るには、二キロ四方の列車を止めてから立ち入る、保線作業時の散水―なども、権力にあって憎みても余りある現場協議制による獲得物であるが故に、すべて破棄―パーにせんとしています(ちなみに当保線所分会は、国鉄内部で職場秩序のもっとも乱れている?とするワースト職場五位内にあるとマスコミは報じている)。

この事は、国鉄労働者の生きんとする切実な要求が、当局―権力にあって許しがたい反乱としてあることを示しており、労災職業病闘争が、行革攻撃と真向から対峙する闘いと

してあることを示しています。

職場労働者のやむにやまれぬ闘いが、反権力、自己解放の闘いに発展する必然性をもつ今日を改めて確認し、人として生きる闘いの旗をさらに進めようではありませんか。

## 労災闘争の労働運動

### への定着めざし

### 共に奮闘しましより

日本労働者安全センター

一〇〇号記念おめでとうございませす。

安全センター活動の最終目標が労働災害・職業病をなくすことにあるのはいうまでもないことであり、そしてこの労災職業病という局面においては、労働者は常に被害者の側にたたされていることも疑いのない事実です。生命と健康と、それを維持、再生産するための生活が唯一の元手

である労働者にとって、このことは、まことに重大であります。「命あつてのものだね」とは正にこのことに他なりません。

それゆえに「健康白書」においては「・・・国民の健康が第一義的にとり上げられるべきこと」が語られ、事業所側の安全スローガンにすら「人命の安全・健康の保持は、すべてに優先する」とかかれ、「安全第一」がうたわれているのである。もしも、安全第二、第三である事実が白日の下に露呈すれば、社会の厳しい糾弾をその事業所がうけることは、最近の重大災害（北炭夕張、ホテルニュージャパン等）の事例をみても明らかであります。

とするならば、労働者、労働組合は、「ケガと弁当は手前もち」の思想から脱却するにとどまらず、よりよい労働諸条件を獲得することの大前提として、生命と健康と生活を守る一安全と健康の確保の闘いを、あらゆる労働諸条件闘争に優先して位置づけることは至極当然のことである。

り、むしろ遅きに失ったものといわなければならぬでしょう。従来とかく、反合理化闘争の「一翼」として位置づけられがちであった安全・健康の確保の闘いは、そこにとどまる限り、職場における生存権の確立と人間性の回復から遠ざけられることはあっても、より一層近づくことは困難だといわなければなりません。

そういう意味で、安全センターの活動は、安全と健康の確保の闘いを、いわゆる反合理化闘争との関連も充分考慮しつつ、あらゆる労働諸条件闘争に優先すべき闘いとして位置づけ展開されなければなりません。

労災・職業病闘争と時短・交替勤務問題、権利問題および賃金等の労働条件の向上と結びつけ、職場における生存権の確保と人間性の回復をはかる闘争の強化に努めなければなりません。このためには、労災職業病闘争を工学的、医学的等の技術論に終始したり、抽象的な言葉としての「反合理化闘争」の結びつけるのではな

く、合理化攻撃の一つひとつの内容と、それが労働者の「生命と健康」にどういふ影響をもたらすかを具体的に分析して、それに対応する闘いをくみ上げることが、労働運動に定着させていくことが是非とも必要です。

これらの任務を担う安全センター活動の役割は、今後増々重要なものになっていくことは確実です。

貴センターのより一層の活躍を期待します。

## 今後もセンターと

## 一体となつた運動を

南労会松浦診療所

現代社会の矛盾は、労働現場にあらわれていることを私達はまず出発点にした。従って私達は、労働運動の一翼を担う医療活動を志した。

しかしながら、関西労働者安全センターがなかったならば、私達の活動が軌道にのることもなかったに違いない。一九七三年に安全センターに加盟し、私達をきたえてくれる労働者と出合ったことから、京大阪大労働研の、多忙で実りある活動が始まった。国労新幹線保線所分会のじん肺闘争に始まり、南大阪労働運動に教えられ、励まされ、この十年余りを走ってきた。それは安全センターとの車の両輪のような形で、協力し討論した関係があつて始めて実現できたものだ。

幸い、安全センターは組織整備ができ、私達は診療所を建設でき、十分活動できる基盤がかちとられた今、労働者の生命と健康を守る闘いを更に強くおし進めたいと考えている。

また、全国の労災職業病を闘ってきた医療機関が、この九月、労働者住民医療機関連絡会議として全国的な共闘体制をかちとることとなり、私達も責任を自覚する次第です。

共に頑張りました。

# 労災認定基準の批判

——労災職業病公害と闘う関西研究者交流会の  
三年間の活動——

関西研究者交流会 共編  
京大・阪大労災職業病研究会

A5判 261ページ 頒価 1500円 送料 300円(冊数に関わりなく)

▶安全センターで取り扱っています。

## 関西センターに「追いつ け追い越せ」の精神で

東京東部労災職業病研究会

代表 平野 敏夫

「関西労災職業病」通巻一〇〇号  
おめでとうございます。

労働運動、また世の中全体が右へ  
右へと進み、労働者の権利が守りに  
くくなってきたている昨今です。この  
ような状況の中で、働く者の生命と  
健康を守る地域センターの役割はま  
ずますます重要になっています。しかし  
東京の地における活動はまだまだ遅  
れています。今後、貴センターの活  
動に学び、「追いつき、追い越せ」  
の精神で頑張りたいと思います。

## 全国の闘いを

## 共に担う決意で

神奈川労災職業病センター

トップを走る者の常として、様々

な困難に頭をぶつけ、退き、そして  
また前へ進む中で迎えられた一〇〇  
号。関西労働者安全センターとそれ  
を支え発展させてきた労働組合のみ  
なさんに心から敬意を表します。

私たち神奈川は前を走るみなさん  
の運動に教えられ、勇気づけられな  
がら今日までできました。関西から全  
国へと広がる労災職業病闘争の一翼  
をともしに肩組み担っていきたいと思  
っています。

## 闘争の重要な岐路 連帯して戦線強化を

兵庫県勤労者医生活協

山崎 友二

通巻一〇〇号おめでとうございま  
す。

資本・政府による労災職業病闘争  
つぶしが、労働安全衛生法成立をひ  
とつの契機としながら、ダイナミッ  
クに進行し、またひとつの闘いのト  
ピクである労災職業病被災労働者の  
切り捨ても強行されようとしている

現在、労災職業病闘争の重大な岐路  
にたたされているといえます。今こ  
そ、闘いの強化が問われており、多  
くの労働者、労働組合の共同の闘い  
の強化によって、労災職業病絶滅を  
おしすすめよう。

## 一層の御活躍を

## 願う

広島労災職業病研究会

関西労働者安全センターの機関誌  
が今月で一〇〇号を迎えるにあたり、  
長年、労働者の生命と健康を守る運  
動を先進的にすすめてこられたこと  
に対し、心から敬意を表します。

我々広島労職研は、これまで物心  
両面の援助をうけて今日に至ってお  
りませんが、新たにお礼申し上げます。  
す。

情勢の右傾化、合理化のすすむな  
かで、労働者の生命と健康を守る闘  
いは、ますます厳しくなると思いま  
すが、より一層の御活躍をねがって

います。

## 合理化反対闘争重視

### の労職闘争を

高知県労働安全衛生センター

五島 正規

機関誌発刊一〇〇号を迎える関西労働者安全センターのこの間の活動に敬意を表するとともに、労災職業病を闘ってこられた労働者及びセンターの役員・事務局を担ってこられた皆様にお祝い申し上げます。

関西労働者安全センター八二年度運動方針でも指摘されていますように、労災職業病闘争を取組む私たちにとって今日の情勢は必ずしも有利であるとは言えません。「職場ファシズム」といわれる小集団管理で、労災職業病被災者に限らず、生産効率に適しない者が「生産阻害者」の銘を打たれて労働現場から排除され、失業者群の中に転落させられています。これは「生産性向上」「仕事優先」に対応できていない日本労働運

動の脆弱点でもあります。

労働災害・職業病を「合理化病」であると認識している私たちにとって、合理化反対闘争を重視した階級の労働運動の構築と結合した労災職業病闘争の日常的な積み上げが問われています。

関西労働者安全センターがこの重要な任務の一翼を担い、労災職業病闘争・労働運動強化の展望を開いていくことを期待していますし、私たち高知県労働安全衛生センターの任務も同じものであるといえます。

今後、一層の御活躍を期待致します。

## 先進的、確かな

### 歩みに敬意

大分県勤労者医療生協

柳 榮 翼

大分県勤労者医療生協は、同安全衛生センターと共に、設立後約半年を経過しました。設立前後の激動の中で、関西労働者安全センターの活

動と、「関西労災職業病」によって、どれだけ元気づけられたか、はかり知れないものがあります。その先進的な、そして確かな歩みに対して、心から敬意を表します。

労災・職業病の被災者の医療を行い、その社会復帰と、さらに根本的な予防を旨として活動をするという、医療従事者としては当然にして、かつ困難な任務を力強く遂行していくために、今後とも、お互いの連帯を強めていきたいと思えます。

## 企業の枠こえた

### 闘いを

全林野大阪地本

金銅 正夫

「関西労災職業病」一〇〇号記念おめでとう。最近、労災職業病の闘いが、ややもすると企業の枠組の中でしか闘えない、実際には闘いではない内容が目につきすぎる。

例えば、資本側の巧妙な分断攻撃として、被災労働者と健全労働者を



分断し、被災労働者だけを孤立に追いつみ反撃の芽をつみ取る。

これ等は、資本側の極めてあたりまえの常とう手段である。相手のネライが明確であればある程、企業の枠を越え、皆んなが妥協を許さない、日常、普断、職場生産点で資本（使用者）と対等に抵抗し闘う以外に方法は無いし、また、そのことを忘れ、命も、職場も奪われるのである。皆さんと力を合わせ闘っていききたい。

## 誌の一層の充実を期待します

全通大阪地区本部  
書記長 中村 義人

関西労働者安全センターの機関誌「関西労災職業病」が、一〇〇号を迎えるということを聞き、心からお祝い申し上げます。

私にとって関西労働者安全センターとは、ほとんどなじみがなかったわけですが、全通組合員の死亡事故に関わる労災認定のたたかきを通じ

て知ることが出来ました。

当初、むづかしいといわれていた労災認定が、センターのみなさんや松浦診療所のみなさんの献身的な努力によって、死亡につながる因果関係を実証しつつ労災認定をかちとった実績には敬意を表する処です。

本来、労働者保護の立場に立つべき労働基準局も、実際には労働者の期待に届いていない実態がある中で、終始、労働者の立場に立って努力されているセンターの今後の活躍がより一層期待される処です。

機関誌「関西労災職業病」が、更に充実した紙面となり、労働者のよき指針として活用される様一層の発展を期待します。

## 連帯して

## 安全対策の充実を

全金大阪地本安全対策部

労災職業病絶滅をめざした連日の健闘に敬意を表します。「全金にな

い職業病はない」といわれる状況を克服するため、大阪地本に安全対策部ができて、二年目になります。職場の闘いに直接連帯してくれる医師や活動家が我々に必要です。それが各地域ごとの自立した運動部隊として共闘できるよう今後とも活躍を期待します。

全金としても、岡村日出夫先生の遺志をうけた原発出張被曝対策を始めとして頑張る決意です。

## 出稼者の期待に 応えるセンター作りを

全国出稼組合連合会  
加藤 芳英（安全センター顧問）

全国出稼組合（会長、栗林三郎）は、「全国出稼者大会」を昭和四〇年から毎年、東京と大阪で開催してきました。

関西労働者安全センターの皆様方に特別にお世話になるようになったのは、昭和四四年の無川ケイソン十一年名殉職事故、天六ガス大爆発事故、

万博関連工事労災の直後からであったように記憶しています。

特に、出稼者の赴任中の「脳卒中・心臓麻痺」死亡の労災保険業務上認定闘争では、足達先生や松浦先生、事務局の榎本夫妻はじめ大変なお世話や御指導を受けてきました。

「関西労災職業病」通巻一〇〇号は、出稼者や遺族の期待と満足に比べ、更に新しいニーズに応えるのが関西労働者安全センターの存在使命であると頑張っておられることの証しであると思います。出稼・農業問題を国民的課題として見て考えるため、最近、岩波文庫(白帯)で発売された猪俣津南雄著「踏査報告・窮乏の農村」(一九三四年)を手にとって下さればと思います。

頑張りを通しましょう。

## 健闘を祈る

衆議院議員

上田 卓二

(安全センター顧問)

機関誌発行一〇〇号おめでとうございます。

自民党政府の行革・軍拡路線は、福祉、教育、人権など国民生活の犠牲の上に進められています。そしてそれは、労働現場における合理化と搾取の強化、労災・職業病の多発、深刻化をひきおこしています。貴機関誌に満載された闘いの報告の多様さと豊富さは、この現実の広がりを示すものでもありません。貴センターの役割はますます重要になってきたといわなければなりません。御健闘を祈る。

## 労働運動の右への流れに抗し

### 労職闘争の拡充を

全金京滋地本

小城 修一

一九七三年に労働者の生命と健康を守る闘いを職場、地域で構築し、前進させるために、研究者、学生、医師、いわゆる専門家集団との協力、共闘を追求し、そして共に闘い抜い

た全金三豊闘争や国労新幹線保線所分会のじん肺闘争と大衆的な労基局闘争等々の中からつくり出された京大安全センターと、関西での運動拠点としての関西労働者安全センターとその機関誌「関西労災職業病」。この間、いくつかの問題点があったが、それをのりこえて再出発し、幾多の労働者の闘いと共に歩んで、一〇〇号を迎えたことをみんなと共に喜びたいと思います。

労働運動も、資本や当局の意のままになる右への流れが大きくなりつつある現在、官公労、民間大手、中小、未組織労働者をつらぬく労災職業病闘争は、ますます重要なものとなってきています。

今後とも多くの職場と地域で闘いを前進させるための武器として、より一層の充実と発展のためにお互いに頑張りを通しましょう。

## 重い責務

### 共に果そう

弁護士 中北龍太郎

私が安全センターの諸氏とつき合い始めて以来七年以上経過している。そして、安全センターはいまや多くの労働者に支えられて確固とした地位を築いている。これまでの運営にあたられた方々の努力を称えたい。合理化と中小零細への切り棄てが強まる中で、労働者のいのちと健康を守るという人間にとってギリギリの課題は、ますます重要となっている。だが、労使協調路線がはびこる中で、労災問題無視という風潮も根強く存在する。このような状況下、安全センターに課せられた責務も限りなく重い。また、様々な難関にも遭遇しよう。しかし、それに屈することなくどこまでも労災闘争の旗を高く掲げ続けてもらいたい。その発展は、労働運動の真の発展にも大きく寄与

するであろう。

健闘を切に期待する。

## 通巻一〇〇号に想う

# 懐しさを新たな決意にかえて

関西労働者安全センター事務局長 榎本 祥文

## 初めての編集

(16号)

関西労働者安全センターが発足したのが、七三年九月であり、私が当時天神橋筋六丁目の日レコピルの二階にあった事務所へ毎日通い始めたのが七五年の九月頃であったと記憶している。発足からの二年間は、京大安全センターでの活動が中心で、全金三豊工業や国労新幹線の闘いで出かけることは多かつたものの、七四年に開設された天六事務所へはめったに顔を出したこともなかった。

当時は、既にセンターを去った三石、津田氏等が中心となって、外目にもエネルギーな活動を展開しておられ、私のような一介の学生は最初から圧倒されっぱなしであったように思う。大阪事務所の仕事を本格的に手伝うようになったのは、二つの理由がある。一つには、センターの教宣部門充実の一環として機関誌拡大、三種郵便認可を受ける体制作りの時期で、編集の人間が必要になつていたことであり、他の一つは、京大におけるセンター運動に限界を感じていたことである。一部の役員からは、専従として迎え入れようという暖い御意見もあったが、当時の

センター財政はそれこそ火の車、既に専従として活動していた四人の給料(一人五万円)さえ遅配に次ぐ遅配で、とてももう一人というような情況ではなく、七六年の春までは、アルバイトなどをしながら編集作業という日が続いた。

七五月八月号は、通巻十六号にあたっていたが、その号の特集として被災労働者の裁判闘争を企画、私自身の初めての取材は、尼崎のヤママの社外工組合である全金阪神支部の浜田氏であった。まくしたてるような口調と鋭い目に私はとにかく圧倒された。倒されればなしで、センター運動は自分には向いていないのではないかとずいぶん悩んだものである。が逆に、京大にいる時には味わえなかった快い衝撃のようなものも感じたことも事実である。また私にとっては初めての十六号には全港湾米運分会の自主健診を報じているのも、今になればとにかく感慨深いものがある。

## 第三種郵便申請の頃

(16、19号)

三種郵便物の認可を受けるのは大変な仕事であった。発行日は毎月二〇日と申請していた関係上、少くとも三カ月は、それまでに発行物の見本を中央郵便局の窓口に出しななければならぬ。当時のセンターには、印刷機もなくて、港区の全港湾の上等のグステットナーを借りて印刷しており、締切の間際になると組合の書記や役員の皆さんに紙さばきなどになり出したこともよくあった。また会館の閉館の午後九時前になると管理のおばちゃんが、こわい顔をして現れて、一人がおこられている間に、もう一人が一枚でもよけいにとひや汗をかいて印刷機を回し続けていたことも記憶している。今でもこの方と会館で顔を合わすと、何かすみませんという気になるのだから、かなり無茶をしていたのだろう。私

が車の免許をとったのが七五年八月で、大阪で最初に運転したのは七五年九月二〇日、大阪港から中央郵便局までである。いたみの激しい軽自動車で、全港湾の登さんの書いてくれた割合いいかげんな地図をたよりに、とにかく五時までには到着と、必死で運転したものである。十六、十七、十八と三号を無事発行し、十九号からは三種として認可を受けたが、大仕事をなしとげたような感激であった。

## 苦しかった

### 組織混乱の時期

(34号)

それからあつという間に七年が経過した。その間、運動的な困難性は言うに及ばず、組織的な混乱も何回か経験した。それがもつとも激しかったのは七七年二月頃であり、機関誌第三四号は「主張」において「労働闘争のセンターとして真に機能しうる組織体制確立を」という小論文

# 関西労災職業病

## 現場から生まれた学習・情報誌

を掲載しているが、今読み返えしてみても当時の苦難がにじみ出ている。運動は何でもそうであろうが、敵との闘いがいかに困難であつても、運動内部の信頼は逆に高まり人間も強くなる。しかし、内部のいがみ合いは何とも苦しいものである。七八年には、それまで中心的な活動を担っていた二人の専従事務局が相次いでセンターを去り、一時は私達夫婦だけが残るといふ時期もあつた。しかし当時の機関誌は、むしろ樂觀的でさえある。それは、一応いくところまで行つてしまつたといふ一種の居直りの気持と再建に向けての決意が楽天的な気分の背景だつたように思う。八一年三月号(通巻八三号)は、

安全センター第一回総会の成功を報じたが、総会が終つて何人かの仲間から「よかつたな」と声をかけられた時は、目頭が熱くなつたものであ

### 一〇〇号は

### 二〇〇号へのスタート

はいうまでもない。専従事務局の狭い視野からのみでなく、従来からい

二〇〇号の発行は順調にいけば、一九九〇年十一月である。困難な時代であろうが、これまで我々の栄養源はまさにこの困難であつたことを自覚し、終始楽天的に、大いに有意義な運動を展開しつつ、広大な軌跡を残してその日をかちとりたいたいものである。

●購読希望者を御紹介下さい  
三ヶ月の試読可

### 購読料

- 1部 2000円
  - 2部 3000円
  - 3部 4000円
  - 4部 5000円
- (以上送料込)
- 5部以上  
は送料当  
方負担

1部 ¥100

# 労働者住民医療機関連絡会議準備会

## 結成総会の大綱を決定

### 労住医連(準)事務局

去る七月二五日、高知の四国勤労病院において、労働者住民医療機関連絡会議(準備会)の第二回連絡会議が開かれ、組織の基本性格・規約案・総会の内容などが決定され、九月二五日に開催される結成総会の成功へむけて大きな前進ががちとられた。会議では、まず組織の基本性格について、医療機関が中心となったこれまでのさまざまな医療運動に対する検討をふまえて、①労働者住民の生命と健康を守る闘いを進める、また、これを阻害する政府・独占資本を始めたとする勢力とは弾固闘う、②大衆運動の発展を基礎とする、③組織内の平等と団結を原則とする、の三点を掲げることと一致した。

次いで規約案の検討に入り、目的は、①労働者住民の生命と健康を守るために活動している全国の医療機関・医療従事者・医系学生相互の運動、運営、経営についての交流を行い連帯を深める、②全国の医療機関・医療従事者・医系学生に共に労働者住民の生命と健康を守るための活動への参加を呼びかける、③労働者住民の生命と健康を守る医療機関建設に対する援助協力を行う、の三点とすること、その他の活動として、学生の夏期のフィールド合宿を統一企画し統一呼びかけを行う、医学生に研修機関の紹介を行うことが合意された。その他、構成、役員、機関誌、財政等も一致が得られ、結成総会に提案されることとなった。これらの討論の過程では、労住医連とし

て、医療機関はもろろん、各地で地道な活動を続けている青医連世代をはじめとする研究者・医療従事者との連携をはかっていくこと、医系学生に対する働きかけを重視することが強調された。

また結成総会は別記の通り、九月二五日に大阪で開き、今後の医療運動についての基調報告・規約・役員等の決定を行い、あわせて翌二六日には労住医連が主催し、全国のさまざまな医療運動を担っている人々に広く呼びかけて労働者住民医療運動全国交流集会を開催して、相互の運動の交流と連帯を深める場とすることが確認された。

今回の連絡会議は、折からの集中豪雨のため、交通機関の欠航が相次ぐなどの悪条件にもかかわらず、各地から多数の熱心な参加があり、短い時間ながら熱のこもった討議が行われた。真に労働者住民と結合した新たな医療運動の構築へむけて一歩踏み出した画期的な会議であったと思われる。

# 労働者住民医療運動全国交流集会に参加

60年代に始まった高度経済成長は一億総不健康時代を現出しました。それは生産現場での労働強化・危険有害作業の導入・安全対策の軽視等による労災・職業病の激発であり、また生活環境への有害物質のたれ流し（公害・複合汚染）の結果としてあります。これらは全て、生産性重視・人間軽視の独占資本・政府の責任であります。

この状況に対し、私達は、私達の命と健康を守るために、私達医療従事者と労働者・住民とがしっかりと手を結び力を合わせて労働者・住民の立場に立った医療を創造する実践活動を積み重ねてきました。

その結果今回全国の10医療機関の呼びかけにより、労働者住民医療機関連絡会議を結成することになり、第一回結成総会を開催することになりました。私達は、私達以外にも全国各地で労働者住民の命と健康を守る医療活動を続けておられる多くの人々がおられることを知っています。そこで結成総会に引き続き、労働者住民医療運動交流集会を開き、医療運動を担っている多くの人々との交流と連帯を深める場としたいと考えております。

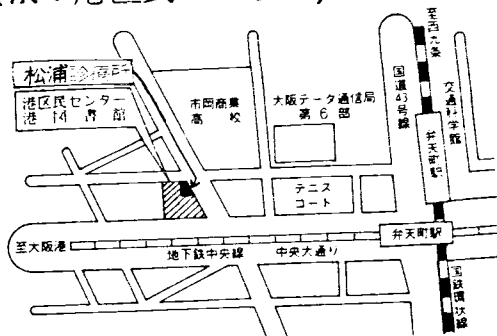
下記の要領で交流集会を持ちたいと考えていますので、積極的な参加を呼びかけます。

9月25日（土）午後5時～6時 第1回総会（於：大阪 港区民センター）  
午後7時30分～ 交流  
    医師・医療技術者（於：全通会館）  
    事務担当者（於：松浦診療所）

## 9月26日（日）労働者住民医療運動全国交流集会

主催：労住医連（於：港区民センター）

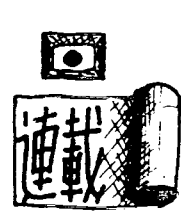
午前9時～12時 主催者あいさつ  
来賓あいさつ  
基調報告  
各地の報告  
午後1時～4時 報告と討論



事務局：大阪市港区弁天2丁目/番30号 ☎06-574-8010

(宿泊の必要な方は事前に事務局まで連絡を下さい。)

# 80年代医療運動の動向と我々の任務



(第十回)

労災職業病研究会 松浦 良和

## 三、医療運動の総括と

我々の任務

### (1) 医療運動の総括

我々が総括すべき医療運動としては、①無産者医療運動、②民医連運動、③青医連運動、④医療告発運動、⑤医療社会化運動、などが挙げられる。これら全ての医療運動をきっちりとして総括し切る力量はないということとを前提としても、今後の我々の任務を考える上では、これらに対する極めて大雑把な総括だけでも試みておくことは、必要不可欠であろう。

無産者医療運動は、天皇制権力による弾圧の嵐の中で、無産者（労働

者・農民）の生命と健康を守るために、真向から権力に立ち向い、全ゆる力をふりしぼって、労働組合や農民組合などの大衆組織と固く結合して最後まで闘い抜き、ついには力つきて昭和十六年新潟無産者診療所を最後にその輝かしい歴史を終えた。

無産者医療運動の路線は、戦後の民医連運動へとひき継がれ発展させられるべきものであったが、残念ながら、現在の民医連には正しく継承されず、無産者医療運動の中心的役割を果した故岩井彌次氏も、晩年、この民医連の変質を極めて深く憂慮されていた。現在の民医連は、大衆運動の発展をその活動の基本にすえるのではなく、日共の誤った政治路線（議会における多数派による権力奪取）に従属させられ、大衆運動の

発展よりも、日共への一票を重視する集票機関と化してしまっている。

その結果、議会主義のワクをこえて発展する大衆運動に対しては弾圧の側にまわり、一方では中小商店主などの小ブル市民的要求には迎合することにより一票をちょうだいするといった誤りをくり返している。（しかし、まじめに労働者住民の命と健康を守るために医療活動を担っている多くの医療従事者が民医連内に存在していることも疑いのない事実であるが、このような人々の努力は、誤った路線を歩む日共中央には正当には評価されていないように思われる）

青医連運動は、発端は青年医師にかけられた医局講座制による封建支配に対する素朴な反発であったが、



医師のおかれた社会的な位置（資本主義体制の下にあっては、医師は生産現場で病気になる労働者の修理

の広はんを大衆闘争の中心的担い手として発展してきている。

う。「医療社会化」という時、「医療の国営化」と同義に使われるきらいがあるが、現在の国営化された国立病院が労働者住民の立場に立った医療を行っているとは必ずしも言えない。労働者住民の立場に立った医療機関こそが、医療社会化の言葉にふさわしい。

屋として、資本主義体制の補完物としての役割しか果しえない）に対する正しい洞察に導かれ、日共の許容する議会主義のワクをこえて大きく発展した。しかし、自らの階級的立場を自覚した時、青年らしい純粋さと性急さに加えて、労働者の中に同盟軍を見い出すことのできないあせりと客観情勢を正しく分析できない未熟さが加わり、学生のみで革命の展望を切り拓こうとするプチブル

医療告発運動も、公害、医療被害を中心に、青医連運動を担ってきた人々によって切り拓かれてきた運動の一つである。青医連運動が果しえなかつた患者との結合を実現しえなかつた意味は大きい。しかし、被害者の運動に対する「支援者」とどまってしまった結果、主体的な立場を確立することができず、また、患者―被害者の階級的位置をあいまいにしたままの支援運動に終始した結果、被害者に対する資本・権力側からの分断攻撃に有効に対処することができなかつたように思われる。

総評の医療政策については、大単産労働組合が組合健保における支払い側を代表する立場に陥入りがちとなり、医療を受ける側の立場をおきざりにしたような議論が医師会との間にとびかい、真の矛盾―政府独占資本の医療政策―へと正しく向けられていないきらいがあるように思われる。

闘争は敗北した。しかし、組織はつぶれてしまったけれども、闘いの成果は脈々と受けつがれてきており、労働運動、住民運動、医療運動など

自治体病院の立場からの運動である

徳州会病院についても若干の総括をしておくことも必要であろう。徳

## 労働者と共に歩む医療活動の九年間

# 労職研運動

京大・阪大労災職業病研究会

¥ 1500

千料 300円

(冊数に関わらず)

る。

州会病院が反医師会を旗印に、社会的に大きな影響を呼びおこしたのは、単に口先だけの批判にとどまるのではなく、自分達の力で医療機関をつくり出すという実践を通じて、医師会に打撃を加えたことによるものである。この徳州会には青医連運動を担ってきた医師達が数多く参加していることも大きな意味がある。

しかし一方では、徳州会には、医療矛盾の元凶である政府・独占資本に対する立場のあいまい性がつきまとい、一步誤れば、公的医療機関建設をさぼり続け、私的医療機関による医療の資本主義化を一貫して推進してきた政府の医療政策の補完物になってしまいう危険性が大きい。また、このような徳州会の基本的立場のあいまい性は、最も鋭く病院内の医療労働者に対する労務政策に反映せざるをえないだろう。病院経営をめぐる環境が一層の厳しさを加えてくる状況下で、徳州会自身も、二つの道のどちらかを選択せざるをえない時期にさしかかっているように思われ

80年代医療の動向と我々の任務  
・これまでの目次・

一、医療の官利化の急激な進行と独占資本の医療産業への進出

二、医療による人民管理の進行

- (1) 労働者管理のための医療
- (2) 地域住民管理のための医療
- (3) 老人医療をめぐる情勢について

(4) 矛盾陰への医療(略)

(5) 弾圧のための医療(略)

三、医療運動の総括と我々の任務

- (1) 医療運動の総括(本号)
- (2) 我々の任務(次回)

労働者住民医療機関連絡会議(準)機関誌

(季刊)

労働者住民医療

◆年間購読料 2000円

連絡先 大阪市港区弁天2-1-30 医療法人南労会松浦診療所内  
TEL (06) 574-8010

創刊準備号(既刊) ¥400

# 全国統一フィールド 合宿全日程終了す 今後の医療・医学生 運動に新たな活気が!

——高知合宿に参加して——

## 一日目

### 四国へ到着

一日目(七月二五日)、九州の集中豪雨に恐れをなしてか、ガラガラの淡路フェリー乗り場に京阪神からの参加者が集合し、午前十時五〇分明石出発。一体四国の道路は通れるのだろうかと一同心配していたが、徳島につくと快晴で、みんな暑い暑いと車中でうだっていた。

午後九時前、四国勤労病院着。岡

全国統一フィールド合宿は、前号に掲載した南大阪労働フィールド合宿を皮切りに、高知(七月二五～三〇日)、神奈川(七月二八～三〇日)、大分(八月二～四日)と四カ所で行われ、計画当初の予想以上に大きな盛り上がりを見せた。四合宿を合計すると、秋田から熊本まで各地から一〇〇名を越える医系学生が参加したことになる。

フィールドを受け入れた四つの地域は、それぞれ運動の形が異なり、参加する医系学生の意識も様々であったにも関わらず、活気ある取り組みとなったことは、今後の医療運動、労働闘争、そしてそれに連帯する医学生運動の発展に少なくないインパクトを与えることになる。

ここに掲載するのは、高知フィールド合宿に参加した学生の感想文であるが、こうした感想は、今後の総括作業の中でまとめられ、九月に行われる予定のフィールド合宿総括集会以集約されることになっている。

山の学生は既に到着していた。五島氏を囲んで、簡単に自己紹介し、明日からの日程を打ち合わせる。

## 二日目

### 調査の不安

二日目(七月二六日)、朝から近藤氏、五島氏の説明により、スライド、X線写真をみながら、振動病、じん肺の概説を受ける。その後、勤労病院受診中の患者さんに明日から使う調査表を使ってアンケートをとって

みる。みんな要領がなかなか把握ず、不安な顔つき。うまくいくんだろうか。午後は、高知県労働安全衛生センターの谷添氏より労安センターの沿革、高知での職業病闘争の現状を聞く。その後、明日から調査に入る仁淀村と東津野村の状況を五島氏から聞く。東津野村は、林業地帯で振動病患者が多く、高原で空気は澄み、魚もうまいそうだ。一方、仁淀村は、出稼ぎ地帯で、削岩機などによる振動病とじん肺を併発した患者が多く、

閉鎖的で、去年は調査隊が「襲撃」されるのではと防衛隊をつけたという話。僕は仁淀村を選ぶ。振動病認定患者の休業保障の打ち切り攻撃に対する反撃の資料を作る調査であることを確認し、明日からの調査に備える。調査に参加する学生は二十一人。夜、五島氏、中村夫妻等、病院医師と歓談。酒も入り、五島氏の快気炎に一同舌を巻く。「借金、一億でも、十億でもかわらん」という病院借金経営論に、岡大某氏「高知まで来たかいがあった」。

### 三日目

## 様々な感慨

三日目(七月二七日)、仁淀村に向け出発。午前中に公民館で数人の患者にアンケート調査を行う。睡眠時間が毎日二、三時間で、夜、ひじから肩にかけてのしびれで、眼が覚めるといふ患者さんの話に、あらためて振動病の深刻さを実感する。加えて、治療を続けても症状が軽減してない人が目立つ。仁淀村は、本当

に田も畑もない切り立った山にかこまれた村で、出稼ぎ以外に現金収入を得られないという現状も理解できた。午後は数人ずつにわかれ、家庭訪問を行って、患者さんの家を直接訪れる。数カ所で調査を拒否された。面接した学生個人々々、この訪問で様々な感慨をもったことと思う。

夕方、宿舎で保健婦さんを交じえて歓談。勤労病院の保健婦さん達は、誰もがきびきびと要領よく仕事をこなしていく。その見事さに某氏「勤労病院は保健婦さんでもっているな」一同納得。しかし最後には、医学生にお灸も、保健婦某氏いわく「貧しい人のために、なんかしてやろうとかいう医者は、本当に腹が立つ」、その通りです。

### 四日目

## 熱っぽい討論

四日目(七月二八日)、午前中、じん肺管理四の患者さんに面接。やせ細った体とぎらぎらした眼が印象的。数歩、歩いただけで呼吸は乱れ非常

に苦しそう。じん肺とは人をこんなまでに変えてしまうものなのか。衝撃的だった。

午後、仁淀村から勤労病院に帰り、調査のまとめを行う。仁淀村では、ずい道工事に従事していた者の八割以上がじん肺に患していた。労災休業保障が現実にあわず、形式的で全く生活保障になっていないことが浮きぼりにされる。鳥取大の某氏から「信頼関係のない所で、私生活に立ち入るのは心苦しかった」という感想。また、多くの学生から「なんであそこで生活するんだろう」という声が上がリ、夜遅くまで討論。しかし、四日目にして、高知フィールド最初の学生だけの討論。ちよつとあんまりだった。

### 五日目

## 伐採作業の見学

五日目(七月二九日)、朝から労安センター田辺氏の運転で全林野関係の現場まで行く。山また山の細い林道をくねくねとまがりながら、どん

新連載

# マイクロエレクトロニクスと 労災職業病

(その〇)<sup>ゼロ</sup>

どん奥まで入っていく。現場ではリモコン操作のチェーンソーによる伐採作業を見学。木が倒れる光景に一同感激。数人がチェーンソーに触つてみる。一番振動の少ないものだろうだが、それでも、ひじまでビリビリと振動した。リモコン操作であれば、まずチェーンソーによる振動病はでないだろうと思う。ただ、手では

持って作業するより能率は三分の一、四分の一ぐらい落ちるそうである。午後、勤労病院で簡単に総括を行う。晩はごちそうを頂く。京都府立医大某氏いわく「あかん。来年はもうちょっとバシッときめないと大変や」。深夜高知の町にくりだした一群あり。

本当に、勤労病院、労安センター

の皆さんありがとうございました。とりわけ、病棟に御迷惑をおかけし、真に申し訳ありませんでした。



員削減以外にも様々な問題が吹き出ることが予想される。

そして、労災・職業病の形にも質的、量的な変化が起きることは明らかである。一日中ブラウン管をながめながらキーを打ち続ける労働者が増えていることや、産業ロボットによる死亡事故が報じられるなどはその一例と言えよう。

ME(マイクロエレクトロニクス)やOA(オフィスオートメーション)というような言葉がはらんしている。本屋にはコンピュータや産業ロボットの関する出版物があふれ、その種の講座やセミナーは盛況のようである。そして職場へのそうした設備の導入は、工場はもちろんのこと事務職場においても飛躍的に進もう

としてゐる。こうした動向をマスコミではME革命と呼び、画期的な出来事であるように書き立てるが、基本的には、これまでの技術革新の延長線上にあるものといつてよいだろう。しかし、マイクロエレクトロニクスの進出により、職場における日々の労働の形態は少なからず変化し、合理化、人

新連載「マイクロエレクトロニクスと労災職業病」では、様々な職場で進むコンピュータ化、その中における労働者の健康破壊に焦点をあて、対策の方向をさぐっていきたいと思う。

# 前線から

## 倒産下での心筋梗塞死

### 労基署

### 「業務外」見解撤回

## 京都

全金昭和起重機支部

京都南労基署は八月三日に至り、全金昭和起重機支

工場からの帰途、駅構内にて突然心筋硬そく発作を起し、数日後そのまま死亡された。組合は会社を動か

課の職長として連日仕事に従事していたが、一連の精神的圧迫と、労働密度の増大、また通勤時間の大幅な増加(十分から一時間半へ)と悪条件が重なることにより今回の発作が発生したというのが労組の主張である。また発作を起した当日の昼頃に軽い発作におそわれていたにもかかわらず、止むを得ず仕事を続けていたという事実も明らかにされていた。

七月二七日に三者共同による同署々長交渉をもったことが、労基署の姿勢を根本的に変える結果となり、今回の見解を引き出すことに連ったと思われる。支部では、早期に労災を確定させるべく現在労基署の動きを注視しているところである。

部が昨年来とりくんできた故稲葉氏の心筋硬そく死亡について、従来からの見解である「通勤災害、業務災害いづれの方も認め難い」という主張を事実上撤回し、「早急に労災と認定できるより努力する」との見解を示すに至った。

労災認定に向けてのとりくみを開始した。同社はオイリュショック以降の受注の落ちこみの中で合理化に次ぐ合理化を強行し、五五年には工場移転、更に五六年には会社更生法の適用と労働者にとつてはまさに地獄の日々が続いた。

稲葉氏は昨年六月、京都

その中で稲葉氏は、造機

これら十分な根拠の存在にもかかわらず、京都南労基署は今年の七月に至り「労災は困難」との見解を示すに至ったのである。労組では、絶対に労災であるという確信から闘争体制を強めることを決定し、安全センターや地元の全金京滋地本等とも連携をとり、その準備を進めていた。そして

# 西大阪

## 脳卒中労災

### 山場に向け闘争体制強化

全金ニッコー金属支部

全金ニッコー金属支部は、務との因果関係をめぐる論議に入ることになる。組合はこれまで内部における学習会の積み上げ等によって、

労災であるとの確信を強めており、また以前、同地域の朝日金属支部にて脳卒中の労災認定をかちとった実績があることから地域の関心も強く、今後八月下旬から九月にかけて山場を迎えるにあたって、支部、地域、安全センター一体となった闘争体制の強化が進められている。

六日に行われた反戦反核反原発全国集会は、午前十時、岩佐訴訟を支援する会の代表であった、故岡村日出夫先生への黙とうで始まり、反原発の各闘いの報告が行われた。また、同日に行われた原水禁統一大会の「被爆(曝)の実相を語り広げるために」の分科会では、原発被曝問題は二名の報告があっただけで、平和利用の下での被曝実態は、まだまだそれほど認識されていないというのが実状であった。

八月十一日、安全センター及び全金西北地協とともに西野田労基署と話し合いをもち、組合員で昨年十二月脳卒中で倒れた平野氏の労災申請につき、早急に業務上と認定するよう要請した。

## 広島

### 盛り上がる原発被曝をめぐる討論

#### 八・六原水禁広島大会

平野氏は現在も入院加療中であるが、組合側は同氏の脳卒中発症の原因につき、残業時間が極端に長いこと、現場への看板方式の導入等につき既に意見書を提出しており、また労基署側も独自調査において全般的な事実関係については把握を終了しており、今後は正に業

岩佐訴訟を支援する会は、八月四日～五日に行われた原水禁大会を始めとする各集会に参加し、いよいよ証人尋問を迎える岩佐訴訟への支援を訴えた。

今年三・二一広島、五

・二・三東京の反核大集会の成功のあおりで約三万人が広島へ結集したと言われる。反核の声の高まりの中で、年々反原発もクローズアップされ、原水禁大会では反

## 地域連絡所・機関誌

### 拡大等確認

#### センター役員合宿(第二回運営協)

去る七月三十一日、八月一日の両日、兵庫県芦屋市にある生コン工業組合技術研修センターにおいて、安全センター第二回運営協議会を兼ねて役員合宿を行った。この合宿は昨年から行われており、その主な目的は、

役員間の交流を深めること  
はもちろん、安全センター運動に関する役員相互の意志一致、連携を強め、運動のより一層の発展をめざすものとしてある。

一日目は、榎本事務局長より全国的な労災職業病闘争の現状報告がなされ、北は北海道から南は九州まで闘う仲間が数多くいること、

議論がかわされた。なかでも、現在山場をむかえている針灸治療制限阻止闘争についてはかなりの時間がさかれ、この闘争の今後の基  
本方針として、大阪総評との協力関係の堅持、八月から九月にかけての大阪労基局に対する闘争の体制強化、あるいは全国の地域センターと連携し運動の一層の拡大等々が確認された。

その他の確認事項として、

八月二日から九月二〇日までを機関誌拡大月間とし、役員全員、一致協力して、五〇〇部の増冊計画、あるいは懸案となっている地域連絡所設置についても年内に数カ所の実現を達成することなどがあつた。

最後に、会計より本年度の収支状況(上半期で約百万円の赤字)が報告され、財政立直しの必要性も確認された。

## 神奈川

### 横須賀支所作りめざし 連続学習会

神奈川労職センター

七月二八日、神奈川県横須賀労働福祉会館において、神奈川労災職業病センター主催による労災職業病連続学習会の第三回目が開催された。

七月二八日、神奈川県横須賀労働福祉会館において、神奈川労災職業病センター主催による労災職業病連続学習会の第三回目が開催された。

神奈川労職センターでは、横浜市にある本部を中心として、これまで大和支部、川崎南部支部と二つの支所を開設し、運動の全果的な拡大に努めているが、近い将来において、横須賀に支所を作ることを目的として今回の連続学習会は開催されたものである。



# 大阪-大分

## 腰部打撲の後遺症

### 再発要求しとりくみ開始

全港湾建設支部治水分会

七五年、治水工業大分工

場で、同分会の組合員が、

型ワクを運搬中ワイヤーロ  
ープがはずれ、型ワクが腰  
にささるといふ事故にあつ

た。その後、後遺症で片足  
マヒが残り、仕事を続けて  
いたが、片足マヒのため、

足にマメができタコになり  
化のうするようになった。

一年に二回ほど、切開手術  
をして治療をしていたが、  
障害補償のため治療費も支  
給されずに苦しんでいた。

しかし、安全靴をはいて  
の仕事なので、毎年同じよ  
うな症状をくり返し、原因  
も労災事故による片足マヒ  
によることから、分会とし

ても労災の再発、あるいは

継続の適用をさせることを  
決め、大分県労働安全衛生  
センターと協力してとりく  
みを始めた。現在、主治医  
からの聞きとりなど、申請  
書類の作成準備が進められ  
ている。

# 大阪中央

## 「循環器障害と労災問題」

### テーマに学習会

#### 労金労組近畿地連

労金労組近畿地連は八月  
十日、大阪森ノ宮労金本店

にて、第三回連絡会議を開  
催し、併せて特別学習会と

して、「循環器障害と労災  
問題」をテーマに講演会を  
行った。労金労組では、組

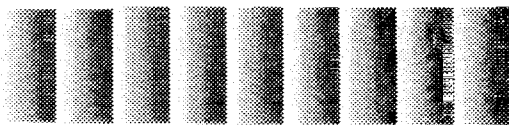
合員の平均年齢の上昇も相  
まって、脳卒中、心臓病等  
の急性死亡の増加傾向が表  
われてきており、最近では

東北において組合員三名が  
相次いで脳卒中で倒れると  
いふ事故が発生している  
という。これらのケースは、

現在までは組合側のとりく  
みが十分でなく、労災申請  
もやれていないという状況

にあり、今後のとりくみ体  
制を強めるといふ観点から  
今回の学習会が計画された  
ものである。なお、講師は

安全センターの榎本事務局  
長がつとめ、約一時間半に  
わたり、これまでの大阪に  
おける多くのとりくみの教  
訓について報告した。



# 七月の新聞記事から

七・二

高速増殖炉「もんじゅ」公開ヒアリング阻止に一万人結集（敦賀）

西成区にある簡易ホテルで火事、建設作業員ら四人負傷―施設の構造に欠陥の疑い

七・三

昨年十月の北炭夕張事故で調査委員会が報告書提出―「ガス抜きが不十分のままの抗道の掘進」が原因とし「人災」を指摘

七・六

大気中の二酸化窒素濃度、国の環境基準値以下でも健康障害の恐れがあることを発表（国立公害研究所）

七・七

「堀木訴訟」全面敗訴―併給禁止は合憲（最高裁）

七・八

西名阪自動車道で車十台が玉突き衝突―トラック運転手など二人死亡、十数人ケガ

七・十三

本年四月のトラック事故（二人死亡）でその原因が積載超過にあったとし運送会社役員を送検（大正区）

七・十四

田子の浦の浦のヘドロ除去費をめぐって一千万円の損害賠償を求めた住民訴訟で最高裁は二審を破棄、審理やり直しを命じる

七・十五

電気工事現場に車が衝突し作業員三人が死傷した事故で会社側（近電工）が事故防止対策を怠っていたとして同社の現場責任者等を逮捕

七・十六

大阪での仕事を終え帰京途中のNHK職員が新大阪駅ホームで急死

七・十九

欠陥血液透析器問題で患者団体と製造、販売した会社三社との補償交渉で基本的合意に達した―左目失明の男性重症患者に七千五百万円

七・二十

窪川町（高知県）、原発条例を可決

七・二三

堺泉北港で貨物船が玉突き衝突、乗組員一人死亡

七・二四

長崎豪雨で死者・不明三六〇人

七・二六

東名高速道（静岡）で大型トレーラーと観光バスが衝突、バス運転手ら四人死亡、三六人が重軽傷

# 岡村日出夫先生（岩佐訴訟を支援する会代表）の死を悼む

## 遺志を受けつぎ必ず岩佐訴訟の勝利を



去る七月二七日、「岩佐訴訟を支援する会」の代表である岡村先生（大阪大学理学部助手、享年四九歳）が急逝されました。休養先で遊泳中の事故という不慮の死であり、まことに無念でなりません。慎しんで哀悼の意を表します。

岡村先生は、岩佐訴訟を当初より支援し、代表として常に中心的役割を果たしてこられました。岩佐訴訟は原発内での労働被曝を問う日本で初の裁判であり、提訴した岩佐氏の決意もさることながら、何らの証拠を持たない原告を支え、巨大な電力資本を相手に裁判闘争を闘ってこられた岡村先生の御苦労は想像を絶するものでありました。金に糸目をつけずにつくられたぶ厚いネツ造証拠を細部にわたるまで研究し、矛盾点を明らかにし、被曝当時と全く違った

現場調査から、当時を再現し問題点を指摘するなど、不利な状態から、被告の提出した資料・証拠を逆に活用して被曝の事実を増々確実なものにしてきました。一審判決は政治的圧力で敗訴したとはいえ、その内容は、常識さえふみはずす矛盾に満ちたものとなっております。裁判長をしてこのように無理のある判決にならざる得なかつたのも、熱心な弁護団と、それを支えてきた岡村先生のたゆまぬ研究努力と労働被曝問題にかける情熱のたまものであったと思います。

で倒れられたことは断腸の思いではありますが、支援する会には岡村先生の広く暖かい心にひかれた多くの若者達が結集しており、必ずや先生の遺志を受け継ぎ、勝利の日まで闘い抜かれるであろうことを確信しています。

高裁段階に入り、敦賀原発の事故など有利な状況の中で、更に被告日本原電を追いつめていこうと闘志を燃やし、高血圧症などの持病をかかえながら奮闘しておられた姿が今でも目に焼きついています。闘い半ば

関西労働者安全センターは、現代社会で最も矛盾の集中した原発で働く労働者の職業病―放射線被曝問題の重要性を認識し、岩佐氏の労災・裁判闘争を積極的に支援してきました。これから増々深刻かつ重大な問題となってくる原発労働被曝問題とって、岡村先生を失ったことは非常に大きな傷手ではありますが、先生の遺志を受け継ぎ、必ずや裁判に勝利し、被曝労働の根絶に向けて闘い抜くことを先生の遺影に誓うものであります。

# 労働安全衛生法を読む

⑤

## 健康診断と事後措置

### 法六十六条を中心として

労災職業病闘争にとって、安全衛生運動にとって、もっとも日常的で

一、健康の種類

ある。健康をめぐる問題は、会社がいちちんと毎年実施しないというような法律違反(罰則もついている)の場合から始まり、全くの形式だけでほとんど役に立たない場合、また、健康が労働者の選別に使われ、健康で悪い結果が出れば不利益になるので、労働者の方が逆に敬遠するというような問題まで実に多岐にわたっている。今回は法律に規定されている健康の概要と問題点、更に健康の事後措置に関する面についても述べてみたい。

労安法六六条は健康の種類として、①定期健康診断、②特殊健康診断、③歯科健診、④臨時健診という四つのものを定めている。定期健診は原則として、年一回行うことになって、いるが(労働安全衛生規則四四条)、労安則十三条一項二号に規定されている十三の業務(例えば粉じん職場、放射線、振動騒音、有害物職場、重量物運搬、深夜業を含む業務等が含まれる)については、六カ月一回と定められている。健診項目は左記の通りであるが、二五歳以上の身長、

胸部レントゲンで結核が発見されな  
いか、既に固定している場合のかく  
たん検査、及び四十歳未満の血圧・  
検尿については省略してもよいこと  
になっている。(告示九三号)

一、既往歴及び業務歴の調査

二、自覚症状及び他覚症状の有無の

検査

三、身長、体重、視力及び聴力の検

査

四、胸部エックス線検査及びかくた

ん検査

五、血圧の測定並びに尿中の糖及び

たん白の有無の検査

特殊健診については、有害業務従  
事労働者に対して行われるもので、  
回数ほとんどが年二回という規定  
である。対象業務は膨大なもので、  
その全てを記すのは不可能であるが、  
大別すると、①高圧室内作業、②放  
射線業務、③鉛、④四アルキル鉛、  
⑤有機溶剤、⑥特定化学物質、⑦有  
害業務からの配転者、に分類するこ  
とができる。頸肩腕障害、腰痛等の  
健診も特殊健診ではあるが、労安法

六六条には含まれていず法的な拘束はなく區別して考えた方がよい。齒科医による健診の対象は塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等齒に有害物質が発散する業務となっている。また臨時健診は、地方労基局長の指示で行われるがここでは省略する。

## 二、健康診断をめぐる基本問題について

以上、法定健診の枠組について述べてきたが、多くの労働者、労働組合にとつては、健診はまだまだ企業まかせ、医者まかせの状態になっており、積極的なくみくみというのはいまれというのが現状であろう。従つて、健診の結果による事後措置についても多くは企業まかせとなつてしまふ。法六六条六項では、「健康診断の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の

短縮その他の適切な措置を講じなければならぬ」と定めており（罰則なし）、また法六八条では病者の就業禁止の規定をしている（罰則あり）。何ごとともそうであろうが、同じことを決めていても労資どちらの主導権が確立しているかによつて、これらの規定は全く別の役割を果してしまふ。企業のペースでことが進めば、労働者は全く窮地に陥ることになる。最も極端な場合には企業が経費をケチつて健診サボをすることがある。

もつともこれは刑事罰の対象となるが、小零細企業では決して少なくない。全く形式的に行うのみで内容もほとんど得るところがない場合も基本的には前者と交らない。それでは丁ねいに健診が行なわれた場合は労働者は幸せなのか、決してそうではない。大手企業でよくみられることだが、健診で何らかの異常が発見されると「当該労働者の実情を考慮して」という規定は無視され、一方的な配転、残業規制等が「本人のため」と称して行われ、その結果大幅な収

入減や慣れない仕事に追いやられるということも多い、また病気を理由に退職を強要される場合もある。ある造船会社の下請労働者がじん肺健診を受けたところ、結果が公表される前に被災者とおほしき労働者が全て退職していたということも以前に経験したこともある。つまり、企業主導の健診は充実してもしなくても労働者の幸福には連らないということである。これらを解決しうるのは、唯一労働者、労働組合の主導権を回復すること以外にはない。

## 三、自主健診のすすめ・六六条五項の活用

労働組合が組合員の健康保持に対する方針をもつということは決定的に重要である。組合として要求をまとめ、その実現に向けて資本と闘おうとすれば、労安法は制限はあつても一定の活用は可能である。第一に、健診の結果を組合で把握し、対策を立てれば、「労働者の実情を考慮し

て・・・適切な措置を講じなければならぬ」という法六六条六項は労働者の権利規定にもなる。また同条五項には、企業の指定する医療機関でなくても労働者が希望する他の医療機関での健診を認める、いわゆる医師選択の自由の規定も存在している。また、これらの費用及び時間についても企業で保障すべきだとい

う労働省の通達もある。従って、労働組合が健康問題についてよく学習し、労働組合とおる程度共に問題を協議しうる健診機関、医師を推薦し、労働組合主体の健診を行うことがもともと堅実な方法ともいえる。仮に企業側がこれに反対し費用の拠出を拒んでも、それと闘う方法は十分に

も、自主健診が健康問題に対する組合の主体性、方針を確立する大きな力となった例は数多く存在するのである。その意味においても、自主健診は、健康問題に対する組合の主導権回復の第一歩でもあり、一度は行うことを推奨したい。  
(今回は就労拒否権について)

## 針灸治療制限闘争

# 大阪局、強硬姿勢から話し合い重視へ

### 労働者、被災者のべ一〇〇〇人以上が闘いに参加

六月二三日の大阪労基局交渉から七月三〇日の西労基署闘争までの三十日間に、のべ一〇〇〇人以上の労働者、被災者が闘いに参加した。労基局交渉では強硬実施を主張する局側と対立し、事実上交渉は分裂した。その後、府下十四労基署、労基局に対する一斉ピラマキ行動、引続き連日の労基署交渉にとりくみ、行政の末端からの闘いを積み上げてきた。そして、七月下旬になって局と大阪地評との接衝の中で、「通達の運用に幅はないが、局として個別のケースについては、関係労組、被災者の意向を尊重し十分話し合う」との見解が伝えられた。約四〇日間の闘いによって、大阪局は強硬実施の高压的姿勢から話し合いを重視するという柔軟姿勢を見せ始めた。

## ◆労基署闘争

### 通達が実態に合わない

#### ことを確認

前号(九十九号)でも掲載したように、七月六日の西労基署を皮切りに、連日にわたって労基署交渉が闘われてきた。前号以後は守口、泉大津の署交渉が行なわれた。

七月二十六日―守口労基署 二三名

全港湾、被災者同盟等

七月二十七日―泉大津 十六名

泉州労連、玉川診療所、ゼネ石労組

七月六日より七月二十七日まで合計八ヶ所の労基署交渉を行ってきたが、

兵庫では、既に六月二十五日の兵庫局交渉で話し合い重視の姿勢を表明しているが、大阪においても同様の見解が得られたことで闘いが一歩前進した。全国でも、高知県のように三七五通達が未だに実施されていない県もあり、針灸業界との保険協定が成立していない県もある。一方、県評レベルで反対闘争にとりくんでいるところは北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫、高知、大分と七都道府県に上っている。七月八日には、中央総評より県評、単産に対し針灸治療を受けている被災者のは握、労基署に対するとりくみなどを内容とする要請文が出されている。

地域からの反撃をより一層強め、労働省の被災者切り捨てをねらう三七五通達の実施を徹底的に粉碎していこう。

西労基署を除いて私達の要請内容にそった回答が得られた。

※回答の要約※

○現在、大阪では針灸治療は何らの制限なく認めてきており、基発三七五通達は現在の実態に合わない  
○通達実施により被災労働者は不利益をこうむることになり、何らかの対策が必要である

○被災労働者の立場に立って、署としての見解を局に上申し、署としても何らかの対策を講じるために努力したい

7/30

## 南大阪地区評

### 西労基署への

### 大動員で闘う

七月三〇日、今までで最も姿勢の固

七月三〇日、今までで最も姿勢の固

固い西労基署に対して抗議の意味も含めて大闘争がとりくまれました。この闘いは、港、西、大正の総評三地協

を中心、南大阪地区評の主催で行われ、安全センターも役員会の決定で多数参加を行った。

当日は、朝九時過ぎから続々と労働者、被災者が労基署に結集し、全港湾の宣伝カーがもちこまれて抗議

集会が行なわれた。九時半の集会開催前に二〇〇名が結集し、参加者を前に総評南大阪地区評事務局長尾上氏からの主催者あいさつがあり、次々と港地協、大正地協、西地協の代表が決意表明を行った。そして、全港湾関西地本の音頭で団結ガンパロを三唱し、集会を終了し交渉に入った。

交渉のため用意された会議室は、五〇人分のイスが設けてあったが、交渉団全員が入り切れず、廊下にあふれる状態であった。最初、交渉には労災課長が出席してきたが、責任ある回答をするために署長を出せとの交渉団の追及にたじろぎ、ちゅうちょしていた課長に、業をにやした交渉団は、尾上事務局長を先頭に署長室までいき、署長をひっぱり出してやっと交渉が始まった。

興奮と緊張の中で交渉は進められたが、署長は終始、通達は運用の幅は全くない、厳正に実施するしかないとの回答をオウムのようくり返すばかりであった。署長のにえきら

